

5 具体的な事業

5-1 社会環境の変化

「1-2 地域公共交通に係る時代潮流の変化」において公共交通を取り巻く社会経済環境について記述しているが、具体的な事業の検討にあたっては、公共交通に関する直近の社会環境を踏まえる必要がある。

日吉町、大湫町、釜戸町等からなる北部地域では、これまで大湫町が試行的に運営していたデマンド交通を区域を広げて市行政が運営するデマンド交通として再編し、併せてコミュニティバスの見直しを行った。今後、瑞陵中学校、日吉中学校及び釜戸中学校の統合により平成31年度に開校する瑞浪北中学校への通学の対応は、これまでコミュニティバスによっていた生徒はスクールバスによることになる。

稲津町、陶町からなる南部地域では、平成28年度に瑞浪南中学校が開校し、陶町からの通学はスクールバスを利用している。

また、高齢などから自家用車の運転に不安を持つようになって免許を返納する方が増加し、市でもそれを奨励する事業を実施している。

5-2 事業メニューの設定

(1) 事業メニューの抽出

上記の社会環境の変化を踏まえて、前項で設定した基本方針の実現に向けて、瑞浪市においては次の事業を実施する。

【地域公共交通の基本方針】

【事業メニュー】

【基本方針１】

公共交通機関の機能分担と連携強化によるネットワークの再構築を目指す

①瑞浪市コミュニティバスの運行内容見直し

・ 運行ルート、サービスの見直し 等

②瑞浪市デマンド交通の運行内容見直し

・ 運行ルート、サービスの見直し 等

③公共交通機関相互の連携強化

・ ダイヤ接続
・ 各公共交通機関の一体的な情報提供 等

④バリアフリー車両の導入促進

・ UD（ユニバーサルデザイン）タクシーの導入促進

【基本方針２】

協働による持続可能な仕組みづくりの確立を目指す

⑤地域ぐるみによる仕組みづくり

・ 運営組織の設置等
・ 複数乗車割引等の促進 等

⑥一般市民を対象とした利用促進活動の実施

・ 広報活動
・ 高齢者の運転免許証自主返納奨励による公共交通機関の利用促進 等

⑦各種団体との連携による利用促進活動の実施

・ 自治会等による公共交通利用促進
・ 観光施設等における公共交通アクセスの表示
・ 運転免許証自主返納支援制度による公共交通機関への利用転換の促進 等

【基本方針３】

瑞浪市コミュニティバスとスクールバスとの一体的な運用を目指す

⑧スクールバスの有効活用

・ 空き時間の有効活用等効率的な運営 等

（２）段階的な事業展開の考え方

（１）に示した事業を計画期間内に、効果的かつ実現性を踏まえて推進するため、前半５年間（平成 26 年度～平成 30 年度）を「前期」とし、目標年次である平成 35 年度までを「後期」として、以下のように段階的に事業を実施する。

■段階的な事業展開方針

前期（５ヵ年：平成 26 年度～平成 30 年度）

《目標》

- ・ 中学校統合を見据えた地域のニーズに合った瑞浪市コミュニティバスの改善を目指す。
- ・ 地域との連携による仕組みづくりと公共交通事業の実現を目指す。

【ねらい】

- ・ 中学校統合スケジュールと整合を図りつつ、地域のニーズにあった瑞浪市コミュニティバスの運行形態やルートに再編成する。
- ・ 地域ぐるみによる公共交通の維持・活性化を図るため、地域単位でバス交通の課題を話し合い、公共交通の利用促進や事業運営について住民や企業等の参加・協力を進める。
- ・ バスのイメージアップや運賃制度、情報提供等を充実し、地域公共交通の利用促進を図る。

後期（５ヵ年：平成 31 年度～平成 35 年度）

《目標》

- ・ 前期事業のステップアップと快適で暮らしやすいまちの実現を目指す。

【ねらい】

- ・ 前期に実施する事業の評価・見直しを図る。
- ・ 商業・観光等のまちづくり振興策と連携して展開し、地域の活性化を推進する。
- ・ 関係者との調整などにより、総合的に施策を展開し、公共交通サービスの向上、地域の活性化を図る。

（３）地域公共交通総合連携計画に基づいて実施する事業

実施する事業について、基本方針や段階的な事業展開の考え方を踏まえ、事業の概要や実施主体、実施時期を整理する。

■基本方針１：公共交通機関の機能分担と連携強化によるネットワークの再構築を目指す

①瑞浪市コミュニティバスの運行内容見直し	
概要	・小学生の通学利用及び高齢者の買物、通院需要への対応の強化に資するよう、地域やバス事業者等と協議・調整を図りつつ、瑞浪市コミュニティバスの運行ルート及びサービス水準（ダイヤ、運行日、運賃）を見直す。
実施主体	地域住民、瑞浪市、交通事業者
実施時期	前期：平成 26 年度～平成 27 年度 生活交通ネットワーク計画の検討、地域調整 平成 28～29 年度 デマンド交通導入に伴う運行内容の再編 平成 30 年度 必要に応じて運行内容の見直し 後期：平成 31 年度以降 必要に応じて運行内容の見直し

②瑞浪市デマンド交通の運行内容見直し	
概要	・高齢者の昼間時間帯の買物、通院需要への対応の強化に資するよう、地域や運行事業者等と協議・調整を図りつつ、瑞浪市デマンド交通の運行ルート及びサービス水準（乗降場所、ダイヤ、予約方法、運賃等）の見直しを検討する。 ・土・日・祝日運行については、地域の活性化や観光振興などの観点から、必要性や財政面等を考慮し、検討を行う。
実施主体	地域住民、瑞浪市、交通事業者
実施時期	前期：平成 26 年度～平成 27 年度 生活交通ネットワーク計画の検討、地域調整 平成 28 年 10 月 運行開始（日吉＝明世ルート、大湫＝日吉東部ルート） 平成 29 年 4 月 運行開始（釜戸ルート） 平成 28～30 年度 運行・評価 後期：平成 31 年度以降 必要に応じて運行内容の見直し

③公共交通機関相互の連携強化	
概要	・鉄道や民間路線バス、タクシー、瑞浪市コミュニティバス、瑞浪市デマンド交通等の公共交通機関相互が連携し、その機能を最大限に発揮するため、運行ダイヤの接続等に配慮するとともに、接続の利便性の向上を図る。 ・各公共交通機関の接続の利便性の向上のため、運行ダイヤを一体的に情報提供する。
実施主体	瑞浪市、交通事業者
実施時期	前期：平成 26 年度以降 関係者調整・検討・実施 後期：平成 31 年度以降 継続実施

④バリアフリー車両の導入促進

概要	・障がい者の他、高齢者や妊産婦など様々な人が利用できるUD（ユニバーサルデザイン）タクシーの導入を推進する。 ※「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）の規定に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成 32 年度末までに、ノンステップバスの導入率を 70%とし、福祉タクシー車両を全国で約 2 万 8 千台導入することが示されている。	 ▲日産自動車 NV200 バネットタクシー
実施主体	交通事業者、瑞浪市	
実施時期	前期：平成 26～30 年度 交通事業者調整・導入検討 後期：平成 31 年度 継続導入	

■基本方針2:協働による持続可能な仕組みづくりの確立を目指す

⑤地域ぐるみによる仕組みづくり（運営組織の設置等）

概要	・支線公共交通として新たな公共交通システムの導入・見直しを検討する地区については、当該地域住民が実施に向けた協議・運営を行う組織を設置し、市及び交通事業者との協働により事業の実現を目指す。 ・地域協働事業として、公共交通システムを導入・見直しする場合には、基本運賃以外にも複数乗車や往復利用等を促進するための運賃制度や交通事業者のインセンティブとなるような工夫について検討する。
実施主体	地域住民、瑞浪市、交通事業者
実施時期	前期：平成 26 年度以降 地域調整・実施 後期：平成 31 年度以降 地域調整・実施

⑥一般市民を対象とした利用促進活動の実施

概要	・将来のバス利用者である児童や一般市民を対象に、民間路線バスや瑞浪市コミュニティバス等の存在や必要性を認識してもらうとともに、マイバス意識の醸成や利用促進を図る上で、広報活動や地域住民と一体となった取組みを実施する。 ・公共交通に関する印刷物については、市内全世帯への配布の他、転入者への配布等を行い、公共交通の利用促進に繋げる。 ・高齢者の運転免許証自主返納奨励による公共交通機関への利用促進を行う。
実施主体	市民、瑞浪市、交通事業者
実施時期	前期：平成 27 年度 企画等準備 平成 28～30 年度 実施 後期：平成 31 年度以降 継続実施

⑦各種団体との連携による利用促進活動の実施

概要	・市民を対象に、民間路線バスや瑞浪市コミュニティバス、デマンド交通等の存在や必要性を認識してもらうとともに、「地域の公共交通は地域で守る」という意識の醸成や利用促進を図る上で、自治会、長寿クラブ、商業施設と一体となった広報活動等を実施する。 ・デマンド交通の観光利用制度など、観光施設への公共交通でのアクセス方法を表示し、観光と連携した公共交通の利用促進を図る上で、観光施設と一体となった広報活動等を実施する。 ・交通安全協会や警察と連携し、高齢者の運転免許証自主返納を促し、公共交通機関への利用の転換を図るため、運転免許証自主返納支援制度の周知を行う。 ・公共施設や商業施設で実施するイベントの参加について、公共交通利用を案内する。
実施主体	自治会、長寿クラブ、商業施設、交通安全協会、観光施設、瑞浪市、交通事業者
実施時期	前期：平成 28～30 年度 企画等準備・施設側との調整、実施 後期：平成 31 年度以降 継続実施

■基本方針3:瑞浪市コミュニティバスとスクールバスとの一体的な運用を目指す

⑧ スクールバスの有効活用

概要	・中学校統合に伴い、導入予定のスクールバスの空き時間帯の有効活用を図るため、教育委員会や地域との協議・調整を図りつつ、スクールバスと瑞浪市コミュニティバスとの一体的で効率的な運営を行う。
実施主体	瑞浪市、瑞浪市教育委員会
実施時期	前期：平成 26～27 年度 関係者調整・検討 平成 28～30 年度 関係者調整・検討・実施 後期：平成 31 年度以降 関係者調整・検討・実施

5－3 目標値の設定

瑞浪市において実施する事業の目標値は、次のとおりとする。

■事業の目標値

成果指標	目標値	実績値			
		H26	H27	H28	H29
利用しやすい公共交通が整っていると感じる 市民の割合（市民アンケートによる）	47.1%	34.1	32.1	36.3	38.4
コミュニティバス年間利用者数	80,000 人／年	96,781	91,723	84,416	75,740
デマンド交通利用者数	4,500 人／年			647	1,944

5-4 事業評価手法

本連携計画を着実に推進するためには、目標の達成状況や利用状況などを評価し、必要に応じて見直し、改善するという「PDCAサイクル」に基づく評価・検証が必要である。また、各公共交通システムは単体ではその機能を十分に発揮できず、相互の連携によって、より有効な移動手段となることから、これらの評価・検証は各公共交通システムを一体的に行うものとする。

具体的には、「瑞浪市地域公共交通会議」を継続的に運営し、次の手法により評価・検証等の進捗管理を実施する。

●事業実施状況の評価（年に1回実施）

各事業の「利用状況」等の実施状況を毎年度実施し、評価する。

■PDCAサイクルの概念

